

「ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金」【「観光地・観光産業における人材不足対策事業」FAQ】

No.	大項目	小項目	質問	回答
1	事業全体	応募条件	グランピングや民泊を経営する事業者は応募可能ですか。	グランピング施設については、旅館業法上の営業許可を得ている施設であれば、対象となる可能性があります。別途、要件がありますので、詳細は公募要領をご確認ください。 また、民泊については「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」の対象外であるため、補助条件を満たし得ません。詳細は観光庁ホームページをご確認ください。
2	事業全体	応募条件	宿泊施設の開業に向けて準備をしている場合、旅館業法上の営業許可を取得前の宿泊施設でも申請可能ですか。	申請時点において旅館業法上の営業許可を取得していない場合は、申請できません。なお、「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」への登録状況等の補助要件も満たしていただく必要がありますので、ご留意ください。
3	事業全体	応募条件	「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」とは何ですか。	経営力・収益力の向上を目指す全ての宿泊事業者を対象に、宿泊事業者が宿泊施設の高付加価値化に向けた経営を行っていく上で、観光庁が具体的な取組事項やその目的、経営上のメリット等について分かりやすく示すために作成したガイドラインとなります。詳細は観光庁ホームページをご確認ください。
4	事業全体	応募条件	「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」における「高付加価値経営旅館等」または「準高付加価値経営旅館等」への登録は、事業計画を申請する時点で登録が完了している必要がありますか。	事業計画申請時点では登録までは必須ではありません。ただし、交付申請時点で申請をしていること、事業完了後の補助金交付時まで登録済みであることが必要です。
5	事業全体	応募条件	「地域（DMO、地方公共団体等）と連携し、訪日外国人宿泊者数を向上させるための取組を行っていること」の具体的な例を教えてください。	例えば、次のようなものを想定しております。あくまで一例ですので、申請事業者において該当する取組実績があれば、取組実態に応じて適宜ご記入ください。 ・地域（DMO、地方公共団体等）が提供する訪日外国人向けホームページやチラシ等に当該宿泊施設に係る情報が掲載されている ・DMOが訪日外国人向けの情報発信に取り組んでおり、当該DMOに賛助会員として参画している
6	事業全体	応募条件	「地域（DMO、地方公共団体等）と連携し、地域一体での求人活動等、人手不足解消のための具体的な取組を行っていること」の具体的な例を教えてください。	例えば、次のようなものを想定しております。あくまで一例ですので、申請事業者において該当する取組実績があれば、取組実態に応じて適宜ご記入ください。 ・地域（DMO、地方公共団体等）が求人活動に取組んでおり、地域（DMO及び地方公共団体等）の求人に係るHP、チラシ等に掲載されていること ・地域（DMO、地方公共団体等）が実施する、業務効率化に資する研修等を受講したことがあること
7	事業全体	応募条件	地域（DMO、地方公共団体等）と連携した取組状況について、過去の取組実績を記載する場合、過去何年間の実績に限定する等の条件はありますか。	地域（DMO、地方公共団体等）と連携した取組実績につきましては、過去3年間の取組について記載いただきますようお願いいたします。
8	事業全体	応募条件	「1事業者あたり3施設を上限とする」という規定について、詳細を教えてください。	申請事業者が複数の宿泊施設を経営している場合、1事業者につき3施設まで申請することが可能です。複数の施設で申請する場合、各施設ごとに申請する必要があります。
9	事業全体	応募条件	宿泊施設の所有者と実質的な営業者が異なる場合、宿泊施設の所有者と実質的な営業者のどちらから申請すればよいか教えてください。	原則として、補助対象事業者（＝申請事業者）は、以下の条件を満たす必要があります。 ・旅館業法上の営業許可を受けていること ・本事業に要する経費を負担し、本事業によって取得する設備等の資産を保有・管理すること 個別にご事情がある場合は事務局にお問い合わせください。
10	事業全体	応募条件	二次公募も予定しているとのことですが、一次公募・二次公募の両方に応募することは可能ですか。	全公募期間で1施設につき1回のみ、応募が可能です。
11	事業全体	応募条件	他の補助金等との併用は可能ですか。	同一の補助対象について、国費を財源とする他の補助金等を併用することは認められません。ただし、補助対象が明確に異なる場合は、他の補助金等を併用いただくことも可能です。詳しくは併用を検討している補助金事業等の実施者にご確認ください。
12	事業全体	応募条件	地方公共団体が実施する補助金等との併用は可能ですか。	地方公共団体が実施する補助金等が国費を財源とするものである場合、同一の補助対象について併用することはできません。ただし、地方公共団体が実施する補助金等が国費を財源とするものでなければ併用可能です。詳しくは併用を検討している補助金事業等を実施する地方公共団体にご確認ください。
13	計画申請	スケジュール	事業計画申請書類に不備があった場合の対応について教えてください。	事務局での審査にあたって確認事項がある場合は、事務局から申請事業者へ連絡のうえ、適宜ご説明・ご修正いただくことがありますので、ご了承ください。なお、不備があった場合は採択結果通知までのスケジュールが後ろ倒しになる可能性がありますので、ご留意ください。
14	計画申請	申請手続き	事業計画の採択によって、補助金の交付が決定しますか。	事業計画の採択は補助金の交付を決定するものではありません。事業計画審査では補助金交付の対象に資する事業であるかどうかを審査します。審査の結果、事業計画が採択された場合、その採択通知後に事業者が申請する交付申請の審査によって交付決定を行います。補助金額の確定は、事業完了後の最終検査を通じて確定します。
15	計画申請	申請手続き	一次公募で事業計画が不採択となった場合、二次公募で再度申請することは可能ですか。	可能です。必要に応じて事業計画を修正のうえ再度申請ください。
16	計画申請	提出書類	「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」に登録申請中である証跡について、申請先である地方運輸局から受付メールが送信されない場合、どのような証跡を提出すればよいか教えてください。	地方運輸局によっては、受付メールが送信されない場合があります。その場合は、申請事業者から地方運輸局への登録申請メールを添付してください。
17	計画申請	提出書類	見積り1者からしか取得できない場合の手続きについて教えてください。	業者選定理由書の作成・提出をお願いします。書式の指定はありません。業務内容、選定業者名、選定理由など詳細を記入した書面を提出してください。

No.	大項目	小項目	質問	回答
18	計画申請	提出書類	見積りを2者から取得したところ、最安値の見積りよりも金額が高いが今回の事業に適していると考えられる見積りだったが、この場合最安値の見積り以外使用できませんか。	原則として同一条件での見積りを取得のうえ、最安値のものを採用してください。特定の事業者でなければならぬ場合は、その理由と根拠を基に相見積りの代わりに業者選定理由書を作成・提出してください。
19	計画申請	審査基準	事業計画の選定方法・選定基準を教えてください。	提出された申請書類を、事務局にて申請順に審査のうえ採択事業者を決定します。選定にあたっては、申請要件を満たしているかを確認した上で、「高付加価値経営旅館等」に登録されている場合は優先し、選定します。詳細は公募要領をご確認ください。
20	計画申請	審査結果	採択結果通知後、採否理由に関する問い合わせは可能ですか。	原則、採択結果に関する個別のお問い合わせは受け付けません。
21	計画申請	委託・外注先	委託先に自社のグループ企業を選定しても問題ありませんか。	申請事業者と、設備及びサービス等の発注先事業者の代表者が同一である、または企業会計が同一である場合、当該設備及びサービス等の購入及び導入に係る経費は補助対象経費になりません。
22	計画申請	委託・外注先	申請手続きを、コンサルタントに代行委託しても問題ありませんか。	問題ありません。ただし、代行委託費用は補助対象外経費となります。
23	計画申請	消費税の扱い	補助金申請時に、消費税込みの金額が補助金対象となるのでしょうか。	原則として、消費税は補助金の対象となりません。ただし、申請事業者が簡易課税事業者または免税対象事業者等である場合は、消費税額を含めた形で交付申請を行う事ができます。詳細は公募要領をご確認ください。
24	計画申請	消費税の扱い	消費税の課税事業者であり、補助金を税抜き価格で申請をしているが、消費税分はどなりますか。	確定申告時に申請をしていただくことで還付対象となり得ます。詳細は、各々で税理士等にご相談ください。
25	計画申請	補助対象経費	部屋食提供業務の効率化のための食事会場の整備や、布団敷き業務の効率化のためのベッド付客室への改修等の施設整備は補助対象になりますか。	施設改修に要する経費は補助対象となりません。
26	計画申請	補助対象経費	客室の寝具について、布団からベッドに置き換える場合、ベッドの購入費は補助対象になりますか。	ベッドについては、布団からの置換えにより従業員の業務効率化・省人化が図られる場合は補助対象となります。ベッドの更新は補助対象外となりますのでご注意ください。
27	計画申請	補助対象経費	食器類の購入費は補助対象になりますか。	食器類は、設備及び備品に該当しないため、補助対象外です。
28	計画申請	補助対象経費	汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品の購入費用は補助対象になりますか。	テレビやパソコン、タブレット端末等、汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品単体の購入は補助対象外です。ただし、本事業で導入する他のシステム及び設備等の利用にあたって必要不可欠とされる場合は、補助対象経費として認められます。なお、事業完了後の検査によって目的外使用等が判明した場合、公募要領に記載のとおり、申請を無効とし、採択の取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性がありますので、導入目的に沿って適切な使用・管理をいただきますようお願いいたします。
29	計画申請	補助対象経費	wifi環境の整備に伴う機器や、テレビの購入費は補助対象になりますか。	wifi機器やテレビは、汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品に該当しますので、単体の購入は補助対象外です。ただし、本事業で導入する他のシステム及び設備等の利用にあたって必要不可欠とされる場合は、補助対象経費として認められます。なお、事業完了後の検査によって目的外使用等が判明した場合、公募要領に記載のとおり、申請を無効とし、採択の取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性がありますので、導入目的に沿って適切な使用・管理をいただきますようお願いいたします。
30	計画申請	補助対象経費	補助対象外経費に記載の「経常的な経費」について教えてください。	通常業務を行うために継続して生じている経費のことをいいます。
31	計画申請	補助対象経費	月額・年額で支払うシステムの使用料や設備のレンタル料等のランニングコストも補助対象経費となりますか。	設備のレンタル料については補助対象外です。月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（サブスクリプション販売形式等）及びその保守は、交付決定日以降の運用開始日を起点とする最大2年分の費用が補助対象となります。ただし、前払いが可能で、精算時まで支払いが完了するものに限ります。
32	計画申請	補助対象経費	客室の扉にスマートロックの導入を検討しています。スマートロック製品の導入にあたって、扉の工事が必要となります。この場合、扉の工事費用は補助対象経費となりますか。	人手不足の解消に資する設備の導入及び設置に附帯する必要最小限の工事費は補助対象になります。
33	計画申請	補助対象経費	交付決定前に事業に対する準備費用が社内で発生した場合、交付申請額に含めて補助金申請してもよいですか。	交付決定前に発生した費用に関しては、全て補助対象外となります。
34	計画申請	補助対象経費	中古設備の導入を検討しています。この場合、中古品の購入は補助対象になりますか。	中古品の購入費用については補助対象外となります。
35	交付申請	申請手続き	交付決定額が、計画申請額より減額となることはありますか。	事業計画で申請した額に補助対象外経費が含まれる等の理由により、交付決定額が計画申請額より減額となることがあります。事業計画での申請額は、事業計画採択をもって交付が確定するものではないのでご注意ください。
36	事業実施	事業開始	交付決定通知の受領前に、委託先との契約締結を済ませても問題ありませんか。	交付決定前の発注・契約・支出行為は認められません。契約締結日や発注日等は必ず交付決定日以降とってください。
37	事業実施	補助金の支払い	補助金交付決定後、概算払してもらうことは可能ですか。	補助金は精算払となります。概算払はできません。